

戦国時代の新地城 一宇多郡の田中社会

岡田 清一（東北福祉大学大学院医師会教諭）

本口の視点（私的）

- ・中世の宇多郡を支配したのは誰か？

- ・宇多郡をめぐる伊達氏と相馬氏の対立・新地城の位置づけ

宇多郡をめぐる争奪の背景

- ・少ない文献資料

- ・地域に残る地名・発掘調査の成果などの援用

『奥相茶話記』『東奥中村記』

宇多庄をめぐる相馬氏と結城氏の争い

(以下の史料は適宜仮名を漢字に宛てるなど改変してある)

(1) 相馬氏と結城氏

① 陸奥国宣

相馬家文書（原町市史136）

伊具・日理・宇多・行方等郡、金原保檢断事、事書遣之、早武石上總權介胤顯相共、守彼状可致沙汰者、

國宣如此、仍執達如件、

建武二年六月三日 右近將監清高奉

相馬孫五郎（童胤）殿



② 建武1年・後醍醐天皇繪函

伊勢結城文書（原町市史138）

陸奥国宇多庄、為勲功賞、可令知行者、
天氣如此、悉之、以狀、

建武二年七月三日 大膳大夫在判

結城上野入道（宗成）館



③ 建武三年・相馬長胤軍忠状

相馬田中家文書（原町市史136）

田安条々

相馬六郎長胤申す、御敵対治事。

一、於宇多庄、同十三日黒木入道一党・福嶋一党・
美豆五郎入道等、引率數多人勢企謀叛、惣領代等
押寄在所打取、當所楯籠之間、同十六日馳向御敵

二人打取令対治畢、

(中略)

建武三年三月 日

明徳三年（一二九二） 将軍足利義満、陸奥・出羽を鎌倉府の管轄に加える。

応永六年（一三九九） 鎌倉公方滿兼、弟満貞（稻村御所）・満直（篠川御所）を派遣。

「③ 鎌倉府体制」



④ 応永七年（一四〇〇）・稻村公方足利満貞書下

國學院大學所蔵白河結城文書（原町市史351）

陸奥国白河庄・高野郡・宇多庄・石川庄内当知行地
等事、如元不可有相違之状如件、

応永七年四月八日（花押）

白河兵衛入道殿（結城蒲朝）

(1) 宇多庄合戦年

⑤ 正長1年（一四二九）力・鎌倉公方足利持氏書状

角田石川文書（原町市史359）

於宇多庄合戦次第聞食了、隨而白河口事者、差向里見刑部少輔候、如此時分、四郡仁等未出陣之条、如何様次第候哉、早速馳向候様、可致催促候、次懸田・相馬忠節神妙候、委細者自周藏主方、可被申遣之候、謹言、

五月廿六日（花押）（足利持氏）

石河中務少輔殿（持光）

※持氏は里見氏を白河口に派遣し白河氏を攻撃

白川氏は幕府方として稻村公方に属して参陣？

⑥正長一年力・將軍足利義教御内書案 『後鑑』卷一四五 (原町市史370)

宇多庄弓矢事、先度被仰下候處、依籌策、屬無為候、
神妙也、

九月十一日

伊達兵部少輔殿 (持宗)

鎌倉公方持氏 + 稲村公方満貞 × 鎌川公方満直 → 藩府

永寧の乱(1432年)持氏・満貞の敗死

→ 結城合戦・・鎌川公方満直戦死

〔甲〕鎌倉府体制の崩壊

その後の宇多郡 (庄) の支配者は?

⑦文明一年 (1470)・相馬隆胤契状 東京大学・白川文書 (原町市史381)

抑年来之依念願、今度申談候上者、於子々孫々も、
不可疎略存候、若此旨偽候之者、御信仰

八幡大菩薩

鹿嶋大明神

妙見大菩薩

御照覽候へ、自今已後、不可意曲存候、仍為後日、

契約状如件、

文明二年庚寅六月 日 平隆胤 (花押)

契約状 白川少弼殿 (政朝)

*相馬氏が白河氏から宇多庄を奪い取ったならば、その相手たる白河氏と
一揆を結ぶか?...・伊達氏が支配

治部卿へ

明応八年七月二日 平盛胤 (花押)

宇多庄引道之事、不可有余儀候、
岩崎家文書 (原町市史390)

⑪明応八年 (1499)・相馬盛胤先達職安堵状

に屬し候。神妙也。

※伊達氏は幕府方として参陣



永寧の乱(1432年)持氏・満貞の敗死

→ 結城合戦・・鎌川公方満直戦死

〔甲〕鎌倉府体制の崩壊

（一）宇多庄をめぐる伊達氏と相馬氏の確執

（一）伊達氏支配下の宇多庄

①天文七年（1538）「段錢古帳」仙台市博物館所蔵・伊達家文書 (原町市史406)

宇田之庄	
三十貫八百五十文	小泉 (相馬市小泉)
十三貫七百七十五文	*高田 (新地町高田・駒ヶ嶺村) あわつ (相馬市栗津)
一 売賣五十文	*たかくら屋 (新地町福田・高倉畠)
一 六貫(1百七十五文	上なり田 (相馬市成田)
一 七貫(1百文	下つぼ田 (相馬市坪田)
一 十三貫百五十文	いしかみ (相馬市石上)
一 九貫(三百文	はゝのむら (相馬市馬場野)
一 売賣四百五十文	なり田 (相馬市成田)
一 十一貫百廿五文	*まよみ (新地町真司)
一 十一貫五百文	*まよみ (新地町坪木崎・木崎) さかみと (山元町坂本)
一 売賣八百文	おじと (相馬市大曲)
一 十貫文	十七貫四百五十文
一 仁賣三百五十文	仁十貫貢文
一 五貫仁百文	四貫五百文
一 十三貫四百五十文	四貫五百文
一 八貫八百文	五貫仁百文
一 五貫五百五十文	七貫五百文
一 六貫五百文	十貫仁百文
一 仁賣五百文	九貫五百文
一 十一貫五百文	十貫七百仁十五文
御中館分	十貫五百文
一 仁賣三百五十文	十貫五百文
一 五貫仁百文	四貫五百文
一 五貫五百五十文	五貫仁百文
一 仁賣五百文	七貫五百文
一 仁賣五百文	十貫五百文
一 仁賣五百文	七貫五百文
一 仁賣五百文	十貫五百文
一 仁賣五百文	十九貫文
一 仁賣五百文	以上三百八十九貫五百五十文
一 仁賣五百文	井ふちん 八十五貫七百一文
一 仁賣五百文	はゝき代 五貫五百八十文
一 仁賣五百文	合て 百壱貫六百八十一文

黒木が無い――

(一) 伊達天文の乱と相馬氏……伊達稙宗(相馬親胤ほか)×伊達晴宗(石城重隆ほか)

②天文十四年(1545)・伊達晴宗書状 『伊達正統世次考』(原町市史420)※元禄十六年(1703)成立。伊達綱村の命により編纂。

一月廿二日、晴宗公賜ニ条書於松木四郎右衛門、一日、二月二十一日、晴宗公、条書を松木四郎右衛門に賜いて曰く、
陵(テ風雪)就(キ)道(ニ)其地奔走艱辛不(テ)勝(ハ)言(ツ)也、
汝(チ)語(ハ)為(メ)令(シ)カ出(シ)ナ重隆(マ)於(ク)其地(ニ)欲(シ)ム
自(ヒ)是(ヲ)遣(シ)ナシコト一書(ヲ)於(ク)磐城(ニ)、雖(シ)然(ニ)如(ク)汝(チ)所(レ)知(レ)、宇多衆(巳)窮(シ)皆欲(シ)求(シ)磐城(ノ)援(メ)

兵一、而今一遍引^リ磐城^ノ兵^ヲ於本宮口^ヲ、則宇多莊^者氣志以沮喪^{セシム}乎、先^づ送^リ一書^ヲ於宇多^ヲ、告^ヒ其^ノ子細^ヲ、而後可^ニ以遣^ス書^ヲ於磐城^ヲ、汝能与^ニ次郎左衛門^と相談^シ、雖^ニ辛勞^{ナシト}、往^キ於磐城^ヲ、可^ニ以引^出其兵^ヲ於二本松口^ヲ也、

(下略)

兵を求める^トを欲す。而して今一遍に磐城の兵を本宮口に引かば、則ち宇多莊の者、氣志以て沮喪せんか。先^づ一書を宇多に送り、その子細を告げ、しかる後、以て書を磐城に遣わすべし。汝、能く次郎左衛門と相談し、辛労なりと雖も、磐城に往き、以てその兵を二本松口に引き出すべき也。

※時宗書状・宇多衆の困窮・宇多衆は晴宗方

・岩城重隆(晴宗方)の援兵を欲す

③天文十四年(1545)・伊達晴宗書状 『伊達正統世次考』(原町市史421)

六月七日。晴宗公、条書を磐城重隆に贈りて曰く。(中略)
一に、長門と同心の者、これを請招するか。老父^{東根の館に打ち入らるべ}我がために、或いは謂う宇多の中村に在留すと。また謂う相馬に打ち越されると。未だ知らず奈何。
三に、縦令懸田家中甚だしきにいたる事無くとも、宇多及び伊具東根に至るまで、皆相馬に取られ、反りて西根にまで且つ艱難に及ばん。

④天文十五年(1546)・伊達晴宗書状 『伊達正統世次考』(原町市史424)

夏五月一日、(上略) 晴宗公、書を班田下野守に賜ひて曰く。(中略)
この地居城の近辺の者、皆変ずることを為す。唯、柴田・刈田・伊具・宇田郡の諸士は我がために相守る、然りと雖も、年来弓箭に罷弊す。是を以て兵すでにすくなく、万端の方術もまた成り難し。特に田村・塩松の両主、自ら信夫郡杉目に馬を立て、日々来て我を攻む、急迫に至る。去年以来、磐瀬と田村和平す。故を以て、かの辺の兵衆、挙げて懸田を救い助く。晴綱、先ず田村の兵を抑えられんことを請うのみ。卿、それ為めに能く^リれを言へ。

⑤天文十五年(1546)・伊達晴宗書状 『伊達正統世次考』(原町市史425)

五月十六日、晴宗公、書を留主安房守景宗に賜ひて曰く。
向來、その地紛糾に縁りて、承るところの條々、それ以往の様体奈何。甚だ懷念を惱ます。嘗て、自身中途に発向し、力を加えんことを欲すと雖も、相馬家中、浮説有るに因りて宇多の过大に乱る。是を以て図らずもまさに馬を出さんとす。然りと雖も、思うにその地に於いて、意を安んずること能わず。因て嚴に命誠を致す。その辺の衆千言万句、唯、堅固の兵談に在るのみ。

⑥天文十五年(1546)・伊達晴宗書状 『伊達正統世次考』(原町市史424)

六月十一日、書を上郡山常陸介に回して曰く。
帰城に就いて、即ち来札を辱ぐす、快然の至り也。そもそもその聞こえ有るか。宇多・伊具両莊の者、帰服し、顯胤、近日、刈田表に出張せん^トと約す。既にかくの如し。残軍に於いても、また幾久からずや。即ち今、その郡に於いてもまたこれを一統せしめよ。その計策、馳走畢竟卿に在るのみ。

⑦天文十六年六月(1547)・懸田俊宗書状 『伊達家文書』(原町市史429)

然れば宇多の中村方、余儀無く奉公申され、相馬殿を引き入れ申し。黒木・宮城を取り破り、実城計りに押し詰め候間、是も幾程有まじく候。これに依り、この口に於いても、田村・塩松相談を以て、伊具口へ急度働き申すべき覚悟に候。巨細は重ねて申べく候間、略し候。謹言。(奥上追筆略)

十月十四日 俊宗(花押)
大津土佐殿/同將監殿

俊宗は伊達種宗方

宇多の中村方、余儀無く奉公相馬殿を引き入れ
宇多・伊具両莊、種宗に帰服。黒木の宿城を攻め、実城に押し詰め
晴宗、刈田表出張を約す。

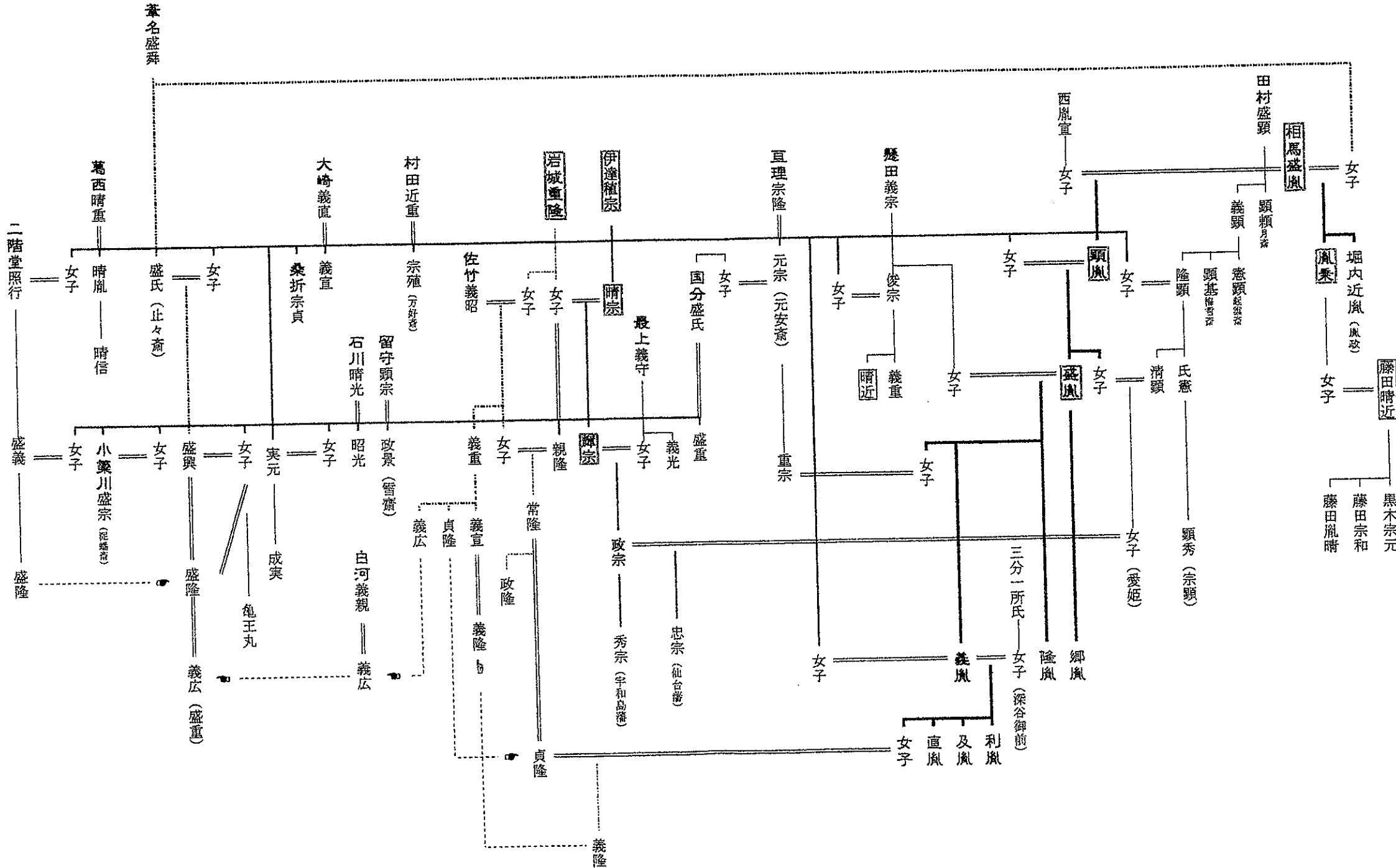
黒木は晴宗方

宇多郡内で中村氏と黒木氏が対立

⑧『御家給人根元記』 (原町市史399) ※寛政十年(1798)成立。渡邊備經著。
天文年中、掛田三歳宿陣之内、草野肥前力計略^ニ而無難御舅種宗を相馬へ御引立有、小高堀内ニ奉置、後に仙台より和談之訴訟頻故、種宗御帰御望^ニ而、相馬近の丸森ニ御隠居有、永禄八年(1565)六月十九日丸森にて御逝去也、
掛頭胤公、掛田宿陣之内、黒木弾正・中村大膳兄弟、窃に掛田より逃帰、北郷七橋合戦有、頭胤御帰陣之後、崇膳原ニ而黒木兄弟御罰、江井河内・青田太郎右衛門首を取、徒是、宇田郷御手ニ入。

崇膳原にて黒木兄弟を御罰
是より宇田郷、御手に入る

柏馬氏關係系圖（戰國期）



⑨天文十七年（一五四八）・伊達晴宗書状

伊達家文書（原町市史430）

態令啓候、仍近日者其口之御様躰不斷無御心元候、然者、去月四日、中村左兵衛尉為始、相馬衆其外百余人討捕候、就之、同六伊具庄へ致出馬、号坂本・谷地小屋兩地屬本意、先々返馬候、乍幾度申事、其口之御方々御相談候而、田村・二本松後詰之義、此堺頼入候、將亦頸胤中村地ニ于今在陣候、雖然、指義無之候、於時義、可御心易候、（中略）

三月四日 晴宗（花押）

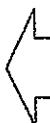
本官（宗頼）殿

中村左兵衛尉は相馬方

坂本・谷地小屋

⑩天文十七年（一五四八）・『伊達正統世次考』

この月（九月）、公（植宗）父子和睦し、公、伊具郡田森城に隠居し、その近辺五箇の村邑を領すと云う。この年、公六十歳。晴宗公三十歳也。



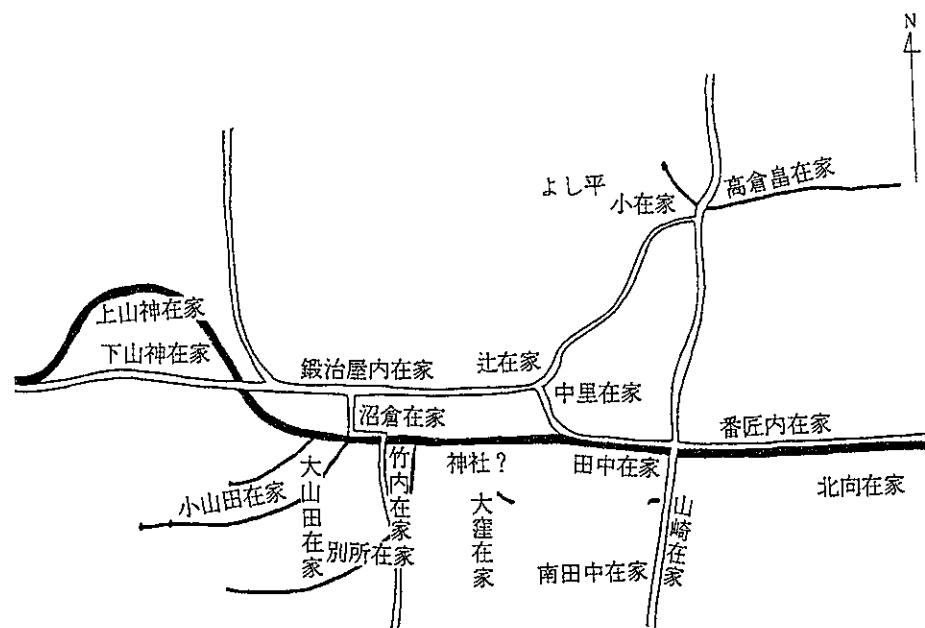
※実際は晴宗方の勝利

⑪天文二十二年（一五五三）・『晴宗公采地下賜録』（抄出）

御代田伯耆伊福田村

竹内在家・別所在家・高城在家・沼倉在家・番匠内在家・河原在家・大窪在家・南田中在家・鍛治屋在家・上山上在家・下山上在家・大山田在家・小山田在家・殿内在家・畠中在家・中里在家・辻在家・田中在家・山崎在家・北向在家・小在家・高倉畠在家・芦平・さんかう田八百刈・五百畠・神社千刈・貢畠・林・山川惣領職・嶺七郎左衛門

・杉田東方
・高田・・・あさうち在家・海子田在家
局
・釣師浜・留塚新左衛門分末代相違あるまじく



「新地町史 歴史編」1999

(II) 相馬氏と伊達氏の抗争

⑫『相馬氏家譜』（原町市史433）※享保二十年（一七三五）成立。相馬尊胤の命により富田高詮が編纂。

永禄年中、青田信濃父子逆心、木幡主水盛清無失ノ讒露顕、党類ノ面々田村へ

逃走、反逆ノ族徒中村城代草野式部モ宇多郡馬場野ニ於テ討ル（中略）、

弘治・永禄・元亀・天正年中、近国合戦ニ出陣、伊具郡金山・古佐井・丸森、

阿武隈川ヲ限リニ攻捕ル、伊具輝宗領地ナリ、是ヨリ輝宗ト不通、金山相馬領

ニ成テ、城ヲ築キ藤橋紀伊居住、其後ノ城代ハ佐藤河内・同将監・其子忠右衛

門、天正十二年迄住館、古佐井モ始ハ藤橋紀伊、後佐藤宮内城代也（伊勢好信子

磯辺ノ館ヨリ立谷ノ東山館ヲ築テ住居、其後古佐井ヘ移ス）、丸森ハ門馬大和・同民部、後

二堀内播磨居住、諸所ノ城代ニ加番ノ兵士ヲ副テ日数ヲ定、面々番書ニ交替、

相馬境ノ要害其外ノ館墨一族郎従コレヲ守固ス、相馬三郎胤乗帰國、守鎌斎相三ト号、黒木ノ城代ナリ、

相馬三郎胤乗帰國、守鎌斎相三ト号、黒木ノ城代ナリ、

・永禄十一年（一五六八）四月三日。

今度伊達郡小嶋ニ於テ、小高ノ相馬弾正少弼殿平盛胤ト戦アリ。瀬上平三郎

景康抜群ノ忠功アルニ因テ、今日感状ヲ賜リ、賞トシテ御代田郷ノ内数箇ノ

地ヲ充行ハル。

天正四年（一五七六）五月上旬。

伊達郡東根ヘ御出陣。相馬弾正少弼殿平盛胤、連年隣郡伊達・信夫表ヘ出張セ

ラレ、当家ノ御家人等ト戦争アリ。因テ今度御馬ヲ出サル。

相馬盛胤、伊達・信夫表に侵攻。

相馬盛胤、伊達郡小嶋に侵攻。

輝宗と合戦

(二)政宗の宇多郡侵攻

⑤『貞山公治家記録』

※元禄十六年(一七〇三)成立。伊達綱村の命により編纂。正式名は「桂山公貞山公義山公雄山公御四代治家記録」。

五月十八日。今日、公(政宗)大森城ヲ御出馬、一日ニ伊具郡金山城へ御着陣、直理元安齋・同源五郎殿(重宗)父子御迎トシテ直理城ヨリ丸森マテ参陣セラル。即チ御談合アリ。桑折播磨宗長以下ヲ加ヘラル。

抑今日相馬表ヘ御出馬ノ義ハ今度岩城殿常隆・相馬殿義胤仰合ラレ、常隆ハ小野ニ在陣、義胤ハ田村ノ内岩井沢(都路村)へ出馬セラレ、御相談ヲ以テ田村ヘ相勧カルニ就テ、兼日田村警固トシテ大条尾張宗直・瀬上中務景康・桑折撰津政長・飯坂右近宗康ヲ差遣サル。

然ルニ公、内々相馬ノ様子聞召届ケラル所ニ、義胤人数ヲ率ヒテ田村ヘ勧キ出ラル上ハ、相馬ハ留守ニシテ人数ナキ事疑ヒナシ、此隙ニ乘テ、相馬ノ境目新地・駒嶺ノ両城ヲ攻取り玉ハハ、義胤田村ヘ勧キ出ラル事モ向後叶マシキ間、田村表ノ為メニモ可然ト御思慮有テ、金山城主中島伊勢(宗求)等ニ内々相議セラレ、俄カニ刈田・柴田・伊具・名取ノ御人数、十七日ニ相馬表ヘ参陣スヘキノ旨仰付ラレ、田村ヘハ藤五郎殿(伊達成実)・白石右衛門(宗実)・片倉小十郎(景綱)ヲ差遣サレ、彼大条尾張(宗直)・瀬上中務(景康)ハ召返サレ、相馬表御出陣ノ御供ニ召加ヘラル。

⑥『貞山公治家記録』

五月十九日。相馬ノ地宇多郡駒峯城ヘ御勧キアリ。地形ヲ御巡見、四方ヨリ相囲テ取詰メラル。直理殿・重宗御先手トシテ二ノ曲輪ヲ攻取り、討捕ル首際限ナク、御本陣ヘ贈献セラル。本丸許リニ攻破ルトイヘトモ、岸高シテ急ニ拔難シ。故ニ御人少シ打撃ケ玉フ所ニ、城主藤崎内藏允ト云者、人ヲ出シ中島伊勢ニ頼テ城ヲ開渡シ引退クヘシ、命許リハ助ケラル様ニト侘ヒ奉ル。公聞召シ、今夜中取籠メ、明日未明ニ攻取ルヘキ旨仰セアリ。然レトモ此城ヲハ引退セ可然由何レモ申上ケラル。終ニ其議ニ任セラレ、命ヲ助ケラル由仰出サル。是ニ於テ中嶋伊勢人質トシテ城ニ入り、未刻(午後二時頃)城中ノ者ヲシテ不残引退シメ、早速ニ落居ス。

・此夜、公、杉目近所(新地町杉目)ニ野陣シ玉フ。

⑦『伊達天正日記』

※延宝元禄頃(一六七三~一七〇三)の成立。天正十五~十八年の伊達家の公的記録。

五月二十日。天氣吉、鞍首山江御動き、前ニ口無しニ任せられ候。西ニ留守雪齋、東ニ日理殿御父子、北ニ宮内(重清)、南、左馬助(原田宗時)、石田殿(石母田景頼)・泉田殿(重光)始めと申し、各々ねまり御申し候。田手段(宗実)もその地に参り御申し、夜ニ入り、上意様(政宗)召し懸けられ、物鉄砲にてとはり懸けさせられ候。雪齋(留守政景)、物近かに土井櫻築かせられ、日々夜々鉄砲撃たせられ候。

その日は、晚方、御談合も御座候。昼下がり、雨少し降り申し候。

⑧『貞山公治家記録』

五月二十一日。留守殿(政景)・直理殿(元宗)ハ堀一重ニ取詰ツメ、土井櫻ヲ築カル。諸備モ方々ヨリ段々ニ取ツメ、堀一重ニ攻寄セタリ。城主某、駒嶺ハ此城(義頭山)ヨリハ相馬ヘ程近トイヘトモ援兵無クシテ昨日落城ス。此城ハ相馬ヘ程遠ケレハ、弥援兵モ有ルヘカラスト思ヒ、元安齋ヲ頼ミ城ヲハ開渡スヘシ、命ハ助ケラル様ニト言上ス。即チ御許容アリ。然ル二人質モ参ラサル以前ニ、城中何事歟火事出来ス。不慮ノ事故ニ御下知ナシトイヘトモ、総御人数一度ニ攻懸ケ悉ク擊敗ル。討捕ル首數多御本陣ヘ進献ス。其外撃捨、生捕等甚タ多シ。申下刻(午後五時前)ニ落着ス。城主某ハ出家シ、廻国行脚ノ身ト成ルト云々。

※城主某『東奥中村記』(伊具郡攻捕小挾井・金津・給事)

新地ノ山ニ構ヘ門馬雅楽介ヲ城代ニ差置ル(今ノ古城是レ雅楽介一兩年居住シ病死ス、(中略)中村ノ介添タリシ泉田甲斐ヲ新地ノ城代ニ移サレタリ)

『奥相秘鑑』

杉野田館(新地共云) 杉目掃部、後泉田甲斐

同所西館 杉目参河

・義馬田村出陣、相馬は留守にして軍勢少なし。

・この隊に新地・駒嶺を奪取せば、今後、

・岩城常隆・相馬義胤談合して小野・岩

・井沢に出陣

・義馬表出馬の背景

・政宗大森出陣、金山城に着陣。

・直理元安齋・重宗父子、丸森にて迎える。

・岩城常隆・相馬義胤談合して小野・岩

・井沢に出陣

・義馬田村出陣、相馬は留守にして軍勢少なし。

・この隊に新地・駒嶺を奪取せば、今後、

・岩城常隆・相馬義胤談合して小野・岩

・井沢に出陣

③舟小屋柱注文状

庄司英吾氏所蔵文書『丸森町史 史料編』

- 一、三拾本 長サ四間木まわり本口にて仁尺五寸也、同末口壹尺仁寸也、但ぐり木
- 一、三拾五本 下屋の柱長さ仁間半也、まわり壹尺八寸、已上ハ右より御取候材木之内くたし候へく候、
- 一、仁十仁本 御小間舟小屋柱、但くたし可然候、
- 右、三口合八拾七本也、此内御めし候儀被成候ハ、四間木くりノ柱三十本計也、いそき才覚被申くたし候へく候、

元和三年九月十六日

高橋但馬（花押）

④鎌倉時代の製鉄遺跡

・南狼沢A遺跡（新地町谷地小屋字南狼沢）

福島県教育委員会『常磐自動車道遺跡調査報告72』(11015)

遺跡の時代

・九世紀中葉～十世紀前葉

堅穴住居跡十箇 堀立柱建物跡十棟 鍛冶遺構四基

墨書き土器・「石澤寺」「寺」「修」

・十二～十三世紀

製鉄遺構四基 土坑十一基

・砂鉄を始発原料とする製錬工程の遺構・・・銑鉄と鋼

・砂鉄は酸化チタンが41・5%の高チタン砂鉄・・・大戸浜採集の砂鉄とほぼ同質

・鈴山遺跡北区（新地町杉目字鈴山）

福島県教育委員会『常磐自動車道遺跡調査報告71』(11015)

2資源をめぐる境界争い

⑤義周朝臣御年譜一（『相馬藩世紀・第一』）

寛永八年（一六三一）条

元和五年（一六一九）仙台・相馬・中居塚山論山御勝利、

- 一、四月廿二日、仙台・相馬・中居塚山論山御勝利、
- 元和五年（一六一九）、仙台城下大橋ノ普請ニ、中居塚ノ山ニテ材木伐採之、大膳亮利胤君ノ御代、是ヨリ公事起、此年迄十三ヶ年相論、熊川左衛門（長春）・石川十太夫（信昌）引受之、御訟ト成、酒井雅楽頭（忠世）殿家頼辻文左衛門、土井大炊頭（利勝）殿ヨリ早川弥五左衛門、酒井讚岐守（忠勝）殿ヨリ山川藤左衛門、永井信濃守（尚政）殿ヨリ松山五郎右衛門、右四人為檢使下着、中居塚ノ山当分ノ繩ヲ引、取分ケ、西東ノ堺ハ石窪ヨリ松ノ房川ノハタ迄、西ハ仙台領、東ハ相馬領ト極之、北ハ御手洗川、南ハ玉野川ヲ本ニ繩ヲ引、間數半分宛、北ハ仙台領、南ハ相馬ト分ケ、堺相立、仙台ヨリ大町豊後・佐々若狭、熊川左衛門・石川十太夫立合、堺繩ヲ築境ヲ極メ、從米沢も古川善兵衛・発知半右衛門出合、相馬領ニ相済、
- 一、五月十五日、右山堺之儀、相馬領ニ相済候、絵図并証書等、酒井雅楽頭殿殿中江御持參、御老中列席江被達之、

3その後の新地城

※新地城主・史料三の⑨「蓑頸山には、亘理より坂本方、相定められ候」・・・坂元三河

・天正十九年八（一五九〇）九月頃、亘理重宗、遠田郡涌谷に在所替・・・坂元三河も所替?

・『伊達世臣家譜』（明和年間（一七六四～七二）の成立。六代伊達宗臣の命により田辺希文・希元らにより編纂。）

・大町三河守某（頼明）、文禄慶長之間、貞山公に奉仕。采邑を刈田郡三沢大町に賜い居住、

後に宇多郡新地に移住。

・大町備前元頼、采地千三百石を宇多郡に賜う。寛永七年、岩井郡東山藤沢邑に移住。

主な参考文献

- 新地町 一九九九（二〇〇一）『新地町史 歴史編』
- 南相馬市 二〇一七『原町市史 通史編I』
- 小林 清治氏 二〇〇三『戦国期の南奥州』歴史春秋社
- 大石直正・小林清治編 二〇〇四『陸奥邦の戦国社会』高志書院
- 小林 清治氏 二〇〇八『戦国大名伊達氏の研究』高志書院
- 山田 将之氏 二〇〇九「中人制における『戦国ノ作法』—戦国期の中人制と伊達氏の統一戦争—」（『戦国史研究』57）
- 阿部 浩一氏 二〇一五「戦国期南奥の政治秩序」（『東北史を開く』）山川出版社
- 白根 靖大編 二〇一五『室町幕府と東北の国人』（吉川弘文館）
- 遠藤ゆり子編 二〇一六『伊達氏と戦国争乱』（吉川弘文館）
- 垣内 和孝氏 二〇一七『伊達政宗と南奥の戦国時代』吉川弘文館
- 岡田 清一 二〇一九「宇多郡の鉄」（『中世東国の地域社会と歴史資料』名著出版、初出は一九九〇）
- 岡田 清一 二〇一九「中近世移行期の相馬氏と相双社会」（『中世南奥の地域諸相』汲古書院、初出は一〇〇五）